

<第4次医療法改正の概要等>

第4次医療法改正の概要

【制度改正の趣旨】

高齢化の進展等に伴う疾病構造の変化などを踏まえ、良質な医療を効率的に提供する体制を確立するため、入院医療を提供する体制の整備、医療における情報提供の推進及び医療従事者の資質の向上を図る。

◎ 入院医療を提供する体制の整備 <医療法>

→ 患者の病態にふさわしい医療を提供

(1) 病床区分の見直し

結核病床、精神病床、感染症病床を除いた病床（従来の「その他の病床」）を「療養病床」及び「一般病床」に区分

① 療養病床

（精神病床、感染症病床及び結核病床以外の病床であって、主として長期にわたり療養を必要とする患者を入院させるための病床）

- ・ 人員配置及び構造設備基準は従来の療養型病床群と同じ

② 一般病床

（精神病床、感染症病床、結核病床及び療養病床以外の病床）

- ・ 入院患者4人に対し看護婦1人の基準を入院患者3人に対し看護婦1人に引上げ
- ・ 病床面積について患者1人当たり6.4㎡以上に引上げ（新築・全面改築）
- * 従来の「その他の病床」を有する病院は、施行日から2年6月以内に新たな病床区分の届出を行う。
- * 人員配置基準については、へき地・離島等の病院又は従来の「その他の病床」が200床未満の中小病院について施行後5年間の経過措置を設定
- * 5年間の経過措置期間後の取扱いについては、対象となる病院の病床区分の推移や看護職員の充足状況等を踏まえて見直しを行う。

(2) 必置規制の緩和

病院の施設のうち、外部委託の進展等により一律の義務付けの必要が薄れてきた施設について、必置規制を緩和

(3) 適正な入院医療の確保

人員配置基準に照らして著しく不十分である等の場合における医療機関に対する増員命令等を制度化

◎ 医療における情報提供の推進 <医療法>

→ 患者により多くの医療機関情報を提供

○ 広告規制の緩和

「診療録その他の診療に関する諸記録に係る情報を提供することができる旨」
を広告できる事項として追加

◎ 医療従事者の資質の向上 <医師法・歯科医師法>

→ 全人的な診療能力の取得

(1) 医師及び歯科医師の臨床研修の必修化

診療に従事しようとする医師・歯科医師の臨床研修を必修とする（従来は努力義務）

〔医師は2年以上、歯科医師は1年以上の臨床研修〕

(2) 臨床研修の専念義務

臨床研修を受けている医師・歯科医師は、臨床研修に専念し、その資質の向上を図るように努めなければならないこととする

(3) 臨床研修を修了していない医師・歯科医師の取扱い

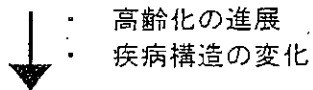
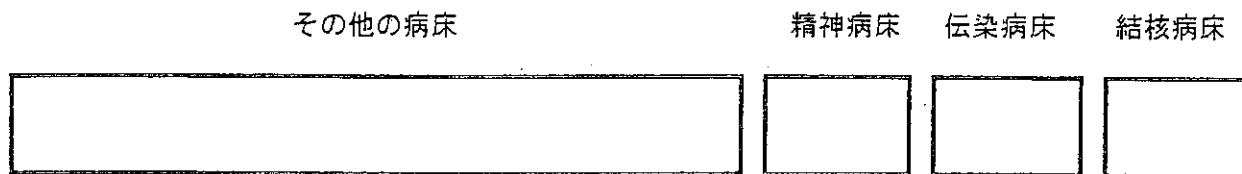
病院・診療所の管理者は、臨床研修を修了した医師・歯科医師でなければならないこととする

※ 医師の臨床研修に係る部分は平成16年4月から実施

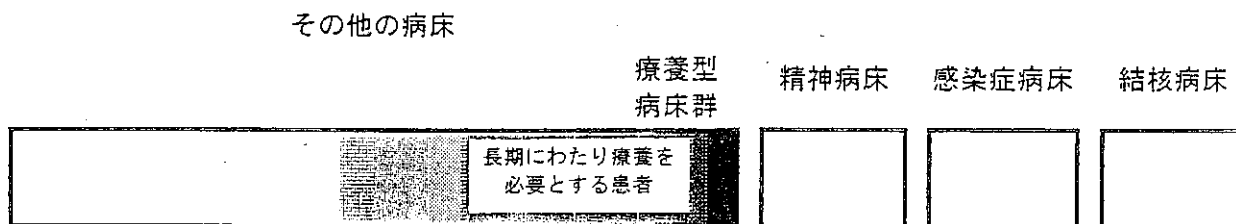
歯科医師の臨床研修に係る部分は平成18年4月から実施

病床区分の考え方

【制度当初～】



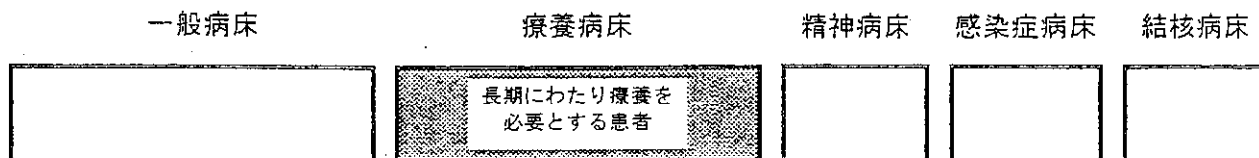
【改正前】



少子高齢化に伴う疾病構造の変化により長期にわたり療養を必要とする患者が増加。療養型病床群等の諸制度が創設されたものの、依然として様々な病態の患者が混在。



【改正後】



患者の病態にふさわしい医療を提供

病床種別の概要

	一般病床	療養病床	精神病床	感染症病床	結核病床
定義	精神病床、結核病床、感染症病床、療養病床以外の病床	主として長期にわたり療養を必要とする患者を入院させるための病床	精神疾患を有する者を入院させるための病床	感染症法に規定する一類感染症、二類感染症及び新感染症の患者を入院させるための病床	結核の患者を入院させるための病床
人員配置基準	医師 16:1 看護職員 3:1 薬剤師 70:1	医師 48:1 看護職員 6:1 看護補助者 6:1 薬剤師 150:1	【①大学附属病院等※1】 医師 16:1 看護職員 3:1 薬剤師 70:1 〔※1 大学附属病院(特定機能病院を除く。)並びに内科、外科、産婦人科、眼科及び耳鼻咽喉科を有する100床以上の病院〕 【②左記以外の病院】 医師 48:1 看護職員 4:1 ※2 薬剤師 150:1 〔※2 当分の間、看護職員5:1、看護補助者を合わせて4:1とする〕	医師 16:1 看護職員 3:1 薬剤師 70:1	医師 16:1 看護職員 4:1 薬剤師 70:1
経過措置	看護職員 4:1 ※3 平成18年2月28日まで (※3 へき地の病院又は従来の「その他の病床」が200床未満の病院)		看護職員 4:1 平成15年8月31日まで 看護職員 6:1 平成18年2月28日まで (旧医療法第21条第1項ただし書の許可を受けていた病院に限る)	看護職員 4:1 平成15年8月31日まで ※4 (※4 へき地の病院又は従前の「その他の病床」が200床未満の病院については、平成18年2月28日まで。)	医師 40:1 看護職員 6:1 薬剤師 150:1 平成18年2月28日まで (旧医療法第21条第1項ただし書の許可を受けていた病院に限る)
病床面積	6.4m ² /床以上 既設: 4.3m ² /床以上	6.4m ² /床以上	6.4m ² /床以上 既設: 4.3m ² /床	6.4m ² /床以上 既設: 4.3m ² /床	6.4m ² /床以上 既設: 4.3m ² /床
廊下幅	1.8m以上(両側居室2.1m) 既設: 1.2m以上 (両側居室1.6m)	1.8m以上(両側居室2.7m) 既設: 1.2m以上 (両側居室1.6m)	【①の病院】 1.8m以上(両側居室2.1m) 既設: 1.2m以上 (両側居室1.6m) 【②の病院】 1.8m以上(両側居室2.7m) 既設: 1.2m以上 (両側居室1.6m)	1.8m以上(両側居室2.1m) 既設: 1.2m以上 (両側居室1.6m)	1.8m以上(両側居室2.1m) 既設: 1.2m以上 (両側居室1.6m)
構造設備基準(必置施設)	・各科専門の診察室 ・手術室 ・処置室 ・病床検査施設(外部委託の場合は一部緩和) ・エックス線装置 ・調剤所 ・給食施設(外部委託の場合は一部緩和) ・消毒施設(外部委託の場合は一部緩和) ・洗濯施設(外部委託の場合は一部緩和) 等	一般病床において必要な施設のほか、 ・機能訓練室 ・談話室 ・食堂 ・浴室	一般病床において必要な施設のほか、 ・精神疾患の特性を踏まえた適切な医療の提供及び患者の保護のために必要な施設	一般病床において必要な施設のほか、 ・機械換気設備 ・感染予防のためのしゃ断 ・一般病床の消毒施設のほかに必要な消毒施設	一般病床において必要な施設のほか、 ・機械換気設備 ・感染予防のためのしゃ断 ・一般病床の消毒施設のほかに必要な消毒施設

※外来における人員配置基準等は従来通りとなっています。各種基準の詳細等については、各都道府県医師会までお問い合わせ下さい。

療養病床及び一般病床の届出状況

(平成15年6月1日現在)

都道府県	病 院 病 床														都道府 県別届 率
	改正医療法上の病床				旧医療法上のその 他の病床計		内 訳						計		
	療養病床		一般病床		施設数	病床数	療養型病床群		特定許可老人病棟		その他の病床		施設数	病床数	
	施設数	病床数	施設数	病床数			施設数	病床数	施設数	病床数	施設数	病床数			
北海道	199	18,389	231	27,945	250	37,818	105	8,947	4	374	218	28,497	564	84,152	55.05
青森	31	1,927	50	7,813	45	5,307	9	678	0	0	36	4,629	104	15,047	64.73
岩手	25	2,202	54	7,655	34	5,646	9	700	0	0	33	4,946	94	15,503	63.58
宮城	42	2,385	61	9,944	53	8,356	13	639	0	0	52	7,717	124	20,685	59.60
秋田	16	1,359	14	2,952	43	8,569	11	1,158	0	0	38	7,411	65	12,880	33.47
山形	6	602	12	2,858	41	7,925	10	1,009	0	0	38	6,916	55	11,385	30.39
福島	30	2,165	38	4,710	83	15,882	28	1,802	0	0	80	14,080	127	22,757	30.21
茨城	42	2,336	67	8,911	112	14,543	43	2,918	3	186	99	11,439	186	25,790	43.60
栃木	32	2,820	32	4,088	56	10,429	25	1,433	0	0	54	8,996	101	17,337	39.84
群馬	42	3,096	66	9,607	57	7,303	26	1,282	1	120	51	5,901	132	20,006	63.49
埼玉	87	9,105	125	14,428	207	25,735	46	3,998	10	1,062	151	20,675	419	49,268	47.76
千葉	51	5,500	69	9,776	222	27,601	68	4,276	6	516	148	22,809	342	42,877	35.62
東京	117	10,694	226	30,064	336	61,518	93	7,432	21	1,856	300	52,230	623	102,276	39.85
神奈川	69	8,130	108	19,136	181	34,469	34	2,487	0	0	147	31,982	356	61,735	44.16
新潟	32	3,007	38	6,703	71	13,501	30	2,128	1	100	66	11,273	123	23,211	41.83
富山	39	4,120	28	5,716	36	5,285	14	1,132	0	0	30	4,153	98	15,121	65.04
石川	25	2,633	28	5,057	80	8,558	31	2,239	0	0	49	6,319	133	16,248	47.32
福井	34	2,032	46	4,331	25	3,346	12	465	0	0	24	2,881	82	9,709	65.53
山梨	21	1,749	21	2,979	26	4,430	9	514	0	0	26	3,916	55	9,158	51.62
長野	33	2,417	43	5,485	71	11,864	21	1,070	0	0	50	10,794	125	19,766	39.97
岐阜	40	2,603	41	8,357	43	5,852	17	825	0	0	42	5,027	113	16,812	65.19
静岡	59	8,257	44	9,554	70	15,305	20	1,376	3	366	65	13,563	156	33,116	53.78
愛知	107	9,783	137	26,563	123	19,749	45	3,396	1	33	108	16,320	322	56,095	64.79
三重	35	2,433	30	4,221	62	9,532	30	1,656	1	68	54	7,808	104	16,186	41.10
滋賀	22	1,582	29	4,977	23	5,592	7	768	0	0	18	4,824	56	12,151	53.97
京都	34	3,667	34	6,116	125	20,279	44	2,796	2	87	115	17,396	173	30,062	32.54
大阪	128	12,763	157	21,467	323	56,516	112	9,190	11	929	284	46,397	564	90,746	37.72
兵庫	95	8,246	101	14,657	185	30,352	75	5,669	3	107	166	24,576	325	53,255	43.00
奈良	15	1,786	23	3,719	44	8,283	14	1,179	0	0	42	7,104	72	13,788	39.92
和歌山	13	845	20	3,695	62	8,006	30	1,886	0	0	56	6,120	85	12,546	36.18
鳥取	8	785	13	1,947	27	4,472	14	1,025	0	0	21	3,447	41	7,204	37.92
島根	21	1,711	18	3,282	25	4,135	12	612	0	0	20	3,523	52	9,128	54.69
岡山	56	3,587	79	12,371	74	9,099	39	1,687	0	0	73	7,412	169	25,057	63.68
広島	76	6,025	79	11,482	176	13,843	72	4,376	2	122	102	9,345	331	31,350	55.84
山口	48	6,434	40	6,109	55	9,181	29	3,427	0	0	43	5,754	123	21,724	57.73
徳島	47	3,154	33	3,659	48	5,051	28	1,829	0	0	39	3,222	116	11,864	57.42
香川	27	1,615	49	6,798	65	4,920	22	843	1	95	42	3,982	141	13,333	63.09
愛媛	61	4,203	64	7,873	55	6,701	27	1,463	7	300	50	4,938	142	18,777	64.31
高知	59	4,752	51	5,492	45	5,321	31	3,072	1	226	23	2,023	155	15,565	65.81
福岡	134	14,358	124	14,638	227	37,678	98	9,057	3	324	185	28,297	420	66,674	43.48
佐賀	41	3,020	38	3,529	39	4,440	19	1,292	0	0	28	3,148	99	10,989	59.59
長崎	44	4,343	51	6,150	68	9,285	27	2,285	0	0	57	7,000	142	19,778	53.05
熊本	72	6,716	62	6,996	91	12,290	47	4,511	0	0	75	7,779	187	26,002	52.73
大分	35	1,675	64	5,667	66	7,512	35	1,598	0	0	64	5,914	141	14,854	49.42
宮崎	51	3,219	48	4,940	59	5,400	19	906	1	49	54	4,445	137	13,559	60.17
鹿児島	106	6,805	114	10,246	89	9,167	48	3,481	1	84	64	5,602	250	26,218	65.03
沖縄	18	1,733	16	3,431	51	8,783	29	2,718	1	24	43	6,041	81	13,947	37.02
計	2,425	212,768	2,916	408,094	4,349	654,829	1,627	119,230	84	7,028	3,623	528,571	8,605	1,275,691	
割合(%)		16.7		32.0				9.3		0.6		41.4		100.0	
			48.7			51.3								100.0	



医政発第 0729003 号
平成 15 年 7 月 29 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長

医療法等の一部を改正する法律附則第 2 条に基づく届出について

医療法等の一部を改正する法律（平成 12 年 12 月 6 日法律第 141 号。以下「改正法」という。）附則第 2 条に基づく「療養病床」及び「一般病床」の届出については、本年 8 月末日が期限となっており、これまで、「医療法等の一部を改正する法律附則第 2 条に基づく届出について」（平成 14 年 11 月 28 日医政局長通知）及び「医療法等の一部を改正する法律附則第 2 条に基づく届出について」（平成 15 年 5 月 20 日医政局総務課長通知）等により未届病院に対する十分な周知等を重ねてお願いしてきたところである。

今般、一部の自治体に対して対応状況等のヒアリングを実施したところであるが、個別の病院への周知がなされていなかったり、一方的な通知のみで確認がなされていないなど、必ずしも十分な対応がなされていなかった例があった。期限までに届出がなされない場合には、法律上、「旧その他の病床」に係る医療法に基づく病院開設の許可が取り消されたものとみなされることとなっているため、届出期限まで 1 ヶ月あまりとなった状況等を踏まえ、期限までに「旧その他の病床」を有する全ての病院が届出を行い、万が一にも届出漏れが生じることのないよう、下記の事項に十分に留意の上、個別の未届病院に対する必要な指導等を行うなど、万全の対応をお願いしたい。

なお、今後の対応状況によっては、再度、自治体に対するヒアリングを実施させていただくこともあるので念のため申し添える。

また、本通知は関係団体にも別途送付しているので、関係団体とも十分な連携の上、適切な対応をお願いしたい。

記

第1 届出期限までの具体的対応

届出漏れとなる病院がないよう、以下の手順に従い、関係団体と十分連携の上、個別の未届病院に対する必要な指導等をお願いしたい。また、全国的な対応状況把握のため、対応状況についての当局への御報告を併せてお願いしたい。

- ① 未届病院に対する対面又は電話による個別の確認（8月10日頃まで）
参加が任意の説明会や一方的な文書による通知ではなく、必ず対面又は電話により全ての未届病院の状況を個別に確認し、速やかに届出をするよう指導を行う。また、必要に応じて病床区分ごとの基準、経過措置等について情報提供等を行う。なお、個別の確認については、当該病院における責任者に対して行うこと。
- ② 確認の結果を記録の上、厚生労働省に報告（8月11日～15日）
①の確認の結果を必ず記録の上、未届病院数及び全ての未届病院に個別に確認した旨を当局の担当宛に報告願いたい。
- ③ 未届病院に対する職員の訪問（8月18日～22日）
②の報告後もまだ届出をしない病院に対して、本庁又は保健所等の職員が届出書等必要な書類を持参の上、直接未届病院を訪問し、届出書の提出を促すなど必ず届出を行うよう再度指導する。
- ④ ③の結果を厚生労働省に報告（8月22日又は25日）
②と同様に当局の担当宛に報告願いたい。
- ⑤ 最終通告（8月25日～29日）
③の結果、まだ届出をしていない病院については、届出を行うまで毎日電話等により督促を行うなどにより、9月1日（第2－3参照）までに必ず届出を提出させる。
- ⑥ 管下の全病院の届出が終了した旨を厚生労働省に報告（9月2日）

第2 留意事項

上記の対応に際しては、次の諸点に十分に御留意願いたい。

1. 届出期限までに届出がなされなかった場合の取扱い

「旧その他の病床」を有する病院が期限までに届出をしなかった場合は、当該部分に係る、医療法に基づく病院開設の許可は取り消されたものとみなされるものであることから、必ず期限までに届出を行うよう対応する必要があること。（改正法附則第2条第6項・第7項参照）

2. 人員配置標準や構造設備基準を満たしていない病院からの届出の取扱い

人員配置標準や構造設備基準を満たしていない場合であっても届出を受理すること。その上で届出後に事後的に基準（標準）を満たすよう病院に対し指導を行うこととする。（「改正医療法Q&A」（平成13年3月16日厚生労働省医政局総務課企画法令係事務連絡）の【病床種別の届出⑤】参照）

3. 届出期限について

届出期限（改正法の施行の日から2年6月を経過する日）である本年8月31日が日曜日であることから、民法第142条の趣旨を踏まえ、翌9月1日に提出された届出についても期限内に届出されたものとして取り扱って差し支えないこと。

4. 変更許可について

病床区分の届出を行った後においても、所在地の都道府県知事の許可を受けた場合には、病床区分の変更を行うことは可能であること。

5. 関係職員に対する周知徹底

本庁及び出先機関の関係職員に対して、必要な情報の十分な周知を行うようお願いしたい。

第3 その他

必要に応じ、以下を参考に情報提供を行うこと。

1. 医療計画の見直しについて

医療計画における基準病床数については、病床区分の定着までの間は、一般病床・療養病床全体として算定することとされ、また、病床区分の定着後には、それぞれの病床種別に応じ算定した数の合計数とされていること。

2. 「一般病床」及び「療養病床」それぞれの診療報酬上の取扱い

別紙1のとおりであるので、参考にさせていただきたい。

3. 国が開設する病院の届出について

国が開設する病院については、病床区分の届出に関し厚生労働大臣に通知がなされることとなっているが、地方厚生局から通知の履行を促すとともに、貴管下に所在する国が開設する病院に係る届出状況については、各地方厚生局から情報提供する予定であること。（関係条文については別紙2参照）